

倉吉市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第30号

倉吉市議会委員会条例の一部を改正する条例

倉吉市議会委員会条例（昭和53年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務産業委員会～予算決算委員会 略</p> <p><u>広報広聴委員会 9人</u></p> <p><u>1 議会の広報に関する事項</u></p> <p><u>2 議会の広聴に関する事項</u></p> <p>2 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務産業委員会～予算決算委員会 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。